

平成17年1月27日

浦安市長 松崎秀樹 様

浦安市環境審議会会長 柳 憲一郎

東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する

市長の意見について（答申）

平成16年12月24日付け浦環保第293号をもって諮問のありました東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書については、事業区域周辺を中心として、大気質、騒音、流況、水質、底質、動植物、生態系などの環境現況に関して、現地調査の実施や既存資料を活用した予測等の検討が行われたようであるが、その限りにおいて下記のとおり答申いたしますので、市長の意見を述べるに当たって十分配慮されたい。

さらに、浦安市が実施した「東京国際空港（羽田空港）航空機騒音・飛行高度コース実態及び騒音予測調査」結果から判明した離陸機が本市上空を飛行している実態にかんがみ、事業者に対して是正・改善を求めるとともに、環境影響評価に当たっては、市民の生活環境の保全を図るため、本市の立地特性や住居系地域であることなどを十分加味し、適切な評価が実施されるよう要請していく必要があると思います。

なお、再拡張後の深夜早朝の運航に関しては、現在までに明確な方針が示されていないが、飛行ルートの設定如何によっては、本市の生活環境に多大な影響を及ぼし、市民が不利益を被ることとなります。そのため本市の近傍の通過は、認められないので重ねて要請する必要があると思います。

記

(1) 航空機騒音

本市のように、南風悪天時という特定の気象条件の時に航空機騒音が集中して発生する地域において、現行の航空機騒音に係る環境基準（WECPNL）で、航空機が飛行していない時を含んで年平均値として評価されることは、人がうるさいと感じる騒音感覚との間に乖離があり、過少に評価される危険性があることから、これらの点を十分配慮した評価が必要である。

また、夜間などの静かな時に発生する騒音については、たとえ一回であったとしても、安眠等のやすらぎの妨げになることから、最大騒音レベルで評価する必要がある。

(2) 航空機の飛行による低周波騒音

低周波騒音の影響も考えられるので、住宅地に調査地点を加える必要がある。

(3) 周辺海域に与える影響

本事業が海域に与える影響は多大であり、東京湾の流れがどのように変わりそれが生態系、漁業にどのように影響を与えるのかという視点での評価が必要である。

(4) 電波障害

航空機によるフラッター障害も考えられることから、地上波に限定することなく、衛星電波を含めた評価が必要である。

(5) 環境影響評価準備書

環境影響評価方法書では、前提条件と考える運航計画等が明確に示されておらず、準備書においては運行計画の概要（使用滑走路別、飛行形態別、深夜・早朝を含めた時間帯別機数）を公表し、本市の環境への影響の回避・低減について評価することが重要である。

また、環境影響評価準備書にあたっては、市民にわかりやすい概要書等が作成されるよう事業者への要請を求めます。